

まちづくり市民会議 第3小委員会議事録⑩

■日 時	2008年6月18日（水） 午後6時30分～午後8時40分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委員4名 相沢委員長、福島副委員長、高橋、田部 市2名 田中課長補佐、田島主任 ※欠席委員2名 浦野、早川

【概要】

1. 会議の目的

- ・ 各委員の基本条例に係る改正・追加案をまとめた「見直し提案内容」について、どの項目を変更対象とするか決定する。

2. 会議の内容

（1）提言書の作成方法及び次期まちづくり市民会議のあり方について

- ・ 別紙「まちづくり市民会議 打合せ議事録」、「太田まちづくり市民会議提言書の作成についての要旨」、「次期まちづくり市民会議について【案】」に基づき説明。
- ・ 提言書を提出する前に、提言の内容に関係する課と意見交換を実施する。
- ・ 第3小委員会の意見交換は、6月26日（木）午後6時30分から開催。
- ・ 関係課は5課（総務課、財政課、地域総務課、環境政策課、議会総務課）。
- ・ 意見交換に使用する資料は、後日事務局と調整して作成する。
- ・ 市民会議は2年毎に委員を募集し、基本条例の見直し検討は2年おきとする。
- ・ 次期市民会議への移行を円滑にするため、引継ぎ期間を設ける。

（2）見直し提案内容について

①No.1 第4条（基本原則）第4項について

- ・ 昨年度から市債残高は公表されたが、負債総額は公表されていない。
- ・ 基本条例作成時、条文を具体的な内容にすると硬直化し、自由な市政運営ができないのではないかと考えていたが、市の予算計画に見えてこないため、「特別会計を含めた市の負債総額を、市債を含めない歳入額の範囲にとどまるように中長期計画を策定し財政運営を行います。」という文言を入れないと、そのような方向に舵をとってもらえないのではないかと。
- ・ 「条例通り行政は施策を実行していない」が、「条例の変更」ではなく「提言書の作成」に留めたい。基本条例は太田市の憲法と位置づけられ、格式高いレベルにあり、余程のことがない限り、安易に変更すべきものではないと思う。
- ・ 市民生活に影響が出るようならば、条例を変更しなければならないが、当改正案は提言書にまとめ、次の市民会議に委ねて、2年間様子を見てはどうか。

②No. 2 第 22 条（コミュニティの役割）について

- ・ 市民生活の中心は地域コミュニティであり、末端の行政は町内会である。
- ・ 子育て、非行防止、高齢化社会等に対する取組みは、町内会に委ねられているが、「自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり」で良いのか。
- ・ 「条例そのものに問題」があり、「条例の変更」対象としたい。

③No. 3 新規追加（市民の監視機能）について

- ・ 基本条例には定めているが、行政や市議会がそれに基づいて施策を実施できない場合があるため、他の委員の意見にもあるように、市民の目線から基本条例がきちんと運営されているかどうか継続的に監視し、問題があれば是正する仕組みづくりが必要である。
- ・ 市民委員会はニセコ町、オンブズマン制度は多摩市において、実際に監視する仕組みがある。
- ・ 基本条例は最高位のものであり、条例の運用上問題があるという理由で、条例を変更したらきりが無い。運用上監視機能が働く仕組みが必要である。
- ・ 「条例そのものに問題」があるが、記録に残して今後の様子を見守りたい。
- ・ 第 10 条（参画への保障）第 2 項に監視機能を持つ組織が含まれても良いのではないかと。第 19 条（財政改革のための委員会）が実行されれば、監視機能が働く。
- ・ 第 14 条（財政に係る中長期計画の策定）第 2 項の改正案と関連するが、市民が汗をかけば金を出す「1%まちづくり事業」のように、行政は「参画と協働」を都合の良い方向に解釈しているのではないかと。
- ・ 「条例の変更」ではなく、「提言書の作成」により、反省を促すのはどうか。検討事項を次期市民会議に引継いで、様子を見守りたい。

④新規追加（平和）について

- ・ 基本条例に「平和」という記述がなかったから、「条例そのものに問題がある」と解釈し、第 1 条（目的）に追加したい。
- ・ 基本条例の前文に追加して、「誇りのもてる“平和な”まち」としたい。
- ・ 第 1 条（目的）をかみしめてほしい。世界平和や国の安全を言うものではない。もっと小さなレベルである市政に対しての基本条例と考えている。
- ・ 平和は憲法や別なところで定められているので、基本条例に入れなくても良いのではないかと。
- ・ 基本条例策定時に人権（同和問題）について議論したが、自然に淘汰されることを待つことにした経緯がある。
- ・ 平和は根底にあるが、強く記載する必要があるのか。平和に対する行政の取組みが甘い場合はその必要があるが、市は平和に配慮した施策を実行していると思う。市民憲章などのように、スローガンとして謳うなら良いと思う。
- ・ 第 1 条（目的）に入れると、以下に平和の行動をおこすための条文がないため、新たに追加する必要がある。入れるとすれば前文ではないかと。

- ・ 基本条例に「平和」という文言を入れる場合、今の基本条例における問題点や入れる理由について、市民を納得させる説明ができないのではないか。
- ・ 「平和」という文言を入れるか入れないかの話であると思うので、本日欠席の委員を含めて次回検討したい。

⑤No. 8 第 32 条（環境と共生するまちづくり）について

- ・ 行政は他の市に先駆けて、環境に配慮した色々な施策を実行している。
- ・ CO₂削減、吸収のための文言を追加し、施策を具体的に実行できるようにしたい。
- ・ インターネットで検索した結果、他の自治基本条例で、環境に関する文言を定めているところはない。
- ・ 太田市は環境基本条例に基づき、環境基本計画を作成している。
- ・ 太田市の環境基本計画や環境白書を見て、問題点がある場合は、条例の改正につながるが、まずは問題点を探してほしい。CO₂削減、吸収のための文言があるかないかでなく、改定の判断基準に該当しないのではないか。
- ・ 当追加案は議論をしたに留め、「条例の変更」対象としない。

⑥No. 4, 5 新規追加（市民と議会、市長と議会の関係項目の追加、No. 6（第 13・14・16 条）及び No. 7（第 14 条）について

- ・ 議会については、さらに踏み込むべきか判断に迷う。議会や議会事務局が気づいて、独自に条文や条例をつくる動きになれば良いと思う。
- ・ ニセコ町の条文改正内容を使って、提言書にまとめたらどうか。関係課との意見交換で話を伺い、それに基づいて議論したい。
- ・ 第 10 条（参画への保障）が実行されていないのではないか。大泉町との合併も市民の声を聞いているとは思わない。旧 1 市 3 町の合併も市民レベルの組織に評価させて、何が問題であり、当初の狙いどおりになっているかを総合的に判断し、大泉町との合併問題につなげるべきである。「参画と協働」はそこまで含まれているが、現状では、おざなりになっている。
- ・ 第 14 条第 2 項のとおり、「参画と協働の市政運営で定められた市民の参画の下」で行われているとは思えない。審議会委員の名簿を見ると宛職であるし、女性人材登録者が何なのかよくわからない。公募委員を参加させるべきではないか。
- ・ 参画と協働の（参画）とは、地域に限定された小さな課題・問題（例えば：信号機の設置）など、地域の住民の意見を聞く機会を設けるだけで済むことも多いが、現状では区長の了解で全て地域の意見を聴いて進めていることになっている。それほど区長会の意向は、地域の意向と受け取られている。

⑦今後の方向性について

- ・ 最大限問題がある箇所は改正する必要があるが、それ以外は、現状の問題と、その改善方法を提言し、さらなる改善が見込まれるかなど、次期市民会議において、行政と議会の対応を見守りたい。

- ・ No.2 第 22 条（コミュニティの役割）は、条例の変更対象としたい。
- ・ 第 22 条（コミュニティの役割）は、関係課との意見交換で考え方を聞いて、変更まで踏み込むか検討したい。提案が実現するような施策を考えるのであれば、原文のままで良いと思う。

3. その他

- ・ 6 月 26 日（木）の第 3 小委員会における意見交換会開催通知は、6 月 19 日（木）に発送する。
- ・ 「提言書作成票」の作成は、次回の小委員会で提案したい。
- ・ 意見用紙の提出は、6 月中にお願いしたい。

●次回会議のお知らせ

第 11 回 第 3 小委員会 7 月 16 日（水）午後 6 時 30 分～

【場所】市役所 10 階 政策推進会議室